

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

計画名称 川俣町復興交付金事業計画		
計画策定主体 川俣町		
計画期間 平成24年度～平成26年度		
計画に係る事業数 2事業 計画に係る事業費の総額 87,760千円（国費65,819千円）		
東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況		
(被災状況)		
東日本大震災で、本町は震度6弱を記録し、1,956棟の住宅、工場、町役場庁舎、公民館などの公共施設の全壊・半壊・一部損壊、さらには102箇所の町道、林道の路面の亀裂や沈下など、全町的に甚大な被害が生じた。		
区分		被害
住宅等被害	全壊	59棟
	大規模半壊	2棟
	半壊	148棟
	一部損壊	1,618棟
工場および商店被害	全壊	2棟
	半壊	7棟
	一部損壊	109棟
公共施設	全壊	3棟
	一部損壊	8棟
農村環境施設	路面亀裂、沈下、崩落	5箇所
町道・林道	路面亀裂、沈下、路肩崩落	102箇所
震災直後は、強い余震が続く中、家屋が倒壊する可能性がある町内世帯や一人暮らしの方延べ368名の町民が老人福祉センター、本町コミュニティ消防センターなどに一時避難した。		
また、本町では、震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故（原発事故）により、避難を余儀なくされた原発周辺自治体の避難者をいち早く3月12日早朝から受け入れた。町内全域停電の影響で信号機も止まり、町消防団が交通整理と誘導、避難所の開設や整備に奔走した。避難所は町内の小学校体育館など11箇所に設置し、避難者は1日に最大で6,000名を超え、8月5日までに延べ48,967名の避難者を受け入れ続けた。		
特に山木屋地区においては、原発事故発生時、国や県からは避難や放射線防護の指示は無く、川俣町は福島第1原子力発電所から30キロメートル以上離れた圏外のため、屋内退避指示区域にも含まれておらず、山木屋から約3キロメートル離れた浪江町では、住民が避難しているため不安だけが募り、3月19日には山木屋地区からの自主避難者は地区住民の半数近い500人を超えた。		
原発事故から約1か経過した4月10日、国から、年間積算放射線量が20ミリシーベルトを超える山木屋地区は、健康被害のリスクがあることから、住民の健康を守るため、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言等により、約1か月の期間を目途に避難する計画的避難区域に指定する旨の通告があった。その後、国は4月22日に山木		

屋地区は原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、計画的避難区域に指定した。4月18日から、山木屋幼稚園児10人、山木屋小・中学校の児童生徒91人は、約10キロメートル離れた町中心部の幼稚園、学校へバスで通学を開始するとともに、子どもたちは自宅に戻らず、町合宿所が避難宿泊施設となった。

5月末日までの避難に向け、町内外の公共施設や旅館、介護施設など第一次避難先を確保、6月末には仮設住宅200戸が完成し、震災前の地域コミュニティを考慮し、入居希望者には行政区単位の入居を勧めた。仮設住宅以外にも借り上げ住宅（民間の賃貸アパート等）等を確保し、5月末までに避難した住民の合計は1,236名、6月末には1,249名で山木屋地区住民の98.7%が避難した。

避難後は仮設住宅等においてストレスの高まる中で、今までの生活環境とは程遠い不便な生活を強いられている。

本町では、平成24年3月5日に東日本大震災からの再生・復興に対する基本的な考え方や方向性を示すとともに具体的な取り組みを示すため、川俣町復興計画（第1次）を策定し、平成25年7月8日には避難生活を強いられている住民を取り巻く状況が日々刻々と変化していることや、それに伴う新たな課題への対応が求められていることを踏まえ、川俣町復興計画（第2次）を作成している。

また、これを踏まえ平成26年3月に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川俣町防災会議において、東日本大震災、東京電力福島第1原子力発電所事故の被害による原子力災害を踏まえた、大規模かつ広域災害に備える「防災対策」、災害時の「応急対策、復旧復興対策」など、防災行政の新たな基本となる地域防災計画の見直しを図った。

計画的避難区域に指定された山木屋地区を抱える川俣町においては、現在、山木屋地区の避難指示の解除に向けて徹底した除染を国に求めるとともに、避難指示解除後は現在避難している住民が戻り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、前述の町復興計画及び地域防災計画に基づきながら、新たな産業の創出や雇用の確保につながるまちづくりを目指すこととし、特に山木屋地区の置かれている現状を踏まえた上で、災害に強いまちづくりを目指し、山木屋地区の復興、発展の基盤整備等について検討し、帰還に向けた山木屋地区復興まちづくりの計画の策定に取り組んだ。

また、中心産業である農林業は、原発事故以降原子力災害による町全域の放射性物質による汚染、及び山木屋地区の計画的避難区域の指定により、農地の不耕作による米の生産では約3億2千万円の被害、葉タバコの生産中止による2億2千万円の被害等、深刻な被害となっている。

特に、福島県認証ブランドを得ている地鶏である川俣シャモにおいては、高線量地域の生産農家が川俣シャモの生産を休止したこと、すべての生産農家で屋外運動場が使えなくなったことにより、飼養面積が減少し、生産が大きく落ち込み定時定量の供給が困難な状況となり、ブランドの維持に大きな影響を及ぼし、生産継続の危機に陥った。

地鶏である川俣シャモにとってはゆとりある平飼いが必須であったため、屋内での密飼いによる品質の低下が懸念された。このような生産状態が続き、仮に放射性物質が検出された場合には、長い歳月をかけて培ってきた川俣シャモブランドの市場価値が失われることは明らかであった。

そのため川俣町復興計画（第1次）の下、川俣シャモにストレスを与えない安全な飼育環境を整え、飼育数や飼育スペースを戻すことを指針とし、川俣シャモというブランドを維持し、特産品による川俣町の農業復興を果たすことを目的とし、屋内運動場付き鶏舎を整備するなど、被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）に取り組んだ。

復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要

被災地域農業復興総合支援事業の活用により、町の主要な特産品である川俣シャモの鶏舎を整備し、安定的な生産体制が構築され、町の畜産業の維持・活性化につながった。

都市防災総合支援事業により、山木屋地区復興まちづくり基本計画を策定し、現在避難指示区域に指定されている山木屋地区について、災害に強く安全・安心な地域とするための検討や、帰還に向けたまちづくりの推進を図ることができた。

復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

○復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

本事業により実施した川俣シャモ鶏舎の屋内運動場付き鶏舎の整備によって、従来の飼養面積が確保できたことで、風評の影響があるものの生産目標が達成され、川俣シャモブランドを維持できたことは、本町への風評払しょく、及び農業復興への大きな足掛かりとなるもので、本町にとって事業の有用性が非常に高かったと考えられる。

山木屋地区復興まちづくり基本計画の策定によって、山木屋地区住民が自分達の将来像を具体的に描けるようになり、帰還への期待・関心が高まっている。本計画を踏まえ、平成26年度は、複合施設の運営主体や運営方法等について、より具体的な内容を調査・検討し、早期の事業着手につなげるため、「山木屋地区復興拠点等事業化推進計画」の策定に取り組んだ。また、再生可能エネルギー事業については、具体的に経済産業省の再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助事業に取り組んでいる。その中で、両事業ともに「山木屋地区復興まちづくり基本計画」の内容は基本データとして非常に有効であり、効率的な調査・検討を進めることが可能となっていることは、1日も早い復興を目指す本町にとって事業の有用性が非常に高かったと考えられる。

○ 復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点

特になし

○ 総合評価

東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故による被害については、現在も、山木屋地区が避難区域となっているため、町内、県内、県外に避難生活を強いられており、除染が続いている状況である。また、山木屋地区以外でも県内、県外で避難生活を続ける自主避難者の存在もある。復興は未だ道半ばであり、本町はこの東日本大震災を乗り越えるため、特に原子力災害の克服に向けて積極果敢に取り組んでいる。

このような状況下ではあるが、当該復興交付金事業計画により、川俣シャモの生産が休止や中止とならずに継続できたことで生産目標が達成され、川俣シャモブランドを維持でき、本町への風評払しょく、及び農業復興への大きな足掛かりとなったこと、また、山木屋地区住民が自分達の将来像を描けるようになり、帰還への期待・関心が高まり、その後の事業推進にあたり、基本データとして非常に有効であったことは、1日も早い復興を目指す本町にとって、復旧・復興に向けての次へのステップを強力に推進し、有用性が非常

に高かったものと評価できる。

評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

事業を実施した全ての町・県担当課のほか、町事業を統括した川俣町企画財政課、県事業を統括した福島県企画調整部地域政策課が合同で「川俣町・福島県復興交付金事業計画実績評価委員会」を設置し、本事業計画の個別的、総合的評価を合議制により実施した。

また、町及び県のウェブサイトにて事業評価に関するパブリックコメントを実施し、広く町民・住民の意見を聴取した。（パブリックコメントによる意見はなかった。）

担当部局

川俣町企画財政課企画調整係 電話番号：(代)024-566-2111 内線 1202